御堂筋パークレット(名称:いちょうテラス淀屋橋) 地域情報案内板設置及び維持管理等業務委託 仕 様 書

1. 業務名称

御 堂 筋 パークレット(名 称:いちょうテラス淀 屋 橋)地 域 情 報 案 内 板 設 置 (以下「案 内 板」という)及 び維 持 管 理 等 業 務 委 託

2. 実施場所

大阪市中央区今橋四丁目1番地先 (御堂筋・淀屋橋三井ビルディング前)パークレット内(別紙1参照)

3. 事業目的

大阪のシンボルストリートである御堂筋では、「御堂筋将来ビジョン」が2019年3月に大阪市により策定されて以降、車中心から人中心のストリートに転換を図るべく、ハード施策として側道の歩行者空間化、ソフト施策として民間主体による道路空間の利活用といった取組みが公民の連携体制のもと進められています。その一環として道路協力団体である一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク(以下「当会」という)では、パークレット(名称: いちょうテラス淀屋橋)の設計及び施工の発注、維持管理活動を担うこととしています。

また、当会では都市再生安全確保計画に基づく活動も行っていますが、防災をはじめ防犯、環境維持、イベント等のまちの賑わいといった多様なまちの公的情報を現地で発信することが課題となっています。

そこで、公的情報の現地発信を軸としながら、維持管理活動の財源確保のできるコミュニケーションメディアとして、パークレット内に案内板(デジタルサイネージ)の整備を検討しています。

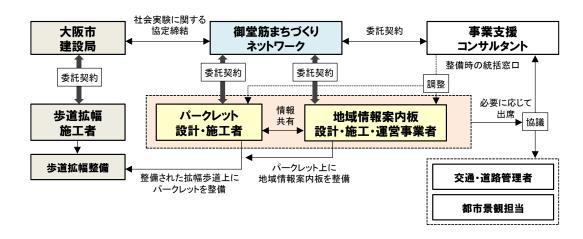
本業務は、公的情報の現地発信を軸としながら、維持管理活動の財源確保のできるコミュニケーションメディアとして、パークレット内に設置する案内板(デジタルサイネージ)の企画提案及び設計、施工、広告運営を行うものです。

4. 契約期間

- ①整備・設置:契約日から令和4年3月31日まで
- ②維持管理・運営:令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

5. 実施体制

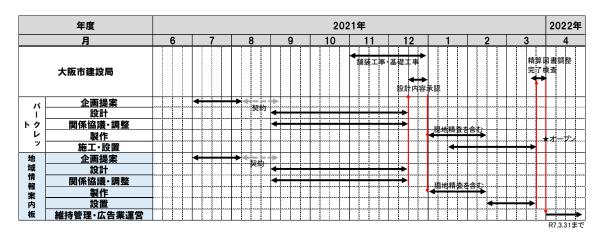
本事業は、以下の体制で実施します。



(図表)事業実施体制図

6. 業務工程(予定)

本業務の工程(予定)を以下に示します。



(図表)業務工程(予定)

7. 業務内容

- ①パークレット内 への案 内 板 の企 画 提 案 及 び設 置 (別 紙 2~4 参 照)
 - ・パークレット内に設置する案内板の企画提案を行い、パークレットと調和したデザインとしてください。
 - ・電気配線は、二次側配線工事から行ってください。
 - ・電気配線工事の実施に際して、既に埋設されている関係埋設企業体等との調整については発注者が行います。
 - ・案内板の基礎は、大阪市建設局が別途先行して施工を行うこととしています。設置位置については大幅な変更はできません。
 - ・工事にあたっては、道路使用許可、その他道路管理者(大阪市建設局)及び交通管理者(大阪府警各所轄署)の指示を順守してください。
 - ・その他法令上、必要な手続きは、原則受注者が行ってください。
- ②関係協議への同席・調整・資料作成
 - ・景観重要公共施設(当初占用申請時)の協議(大阪市都市計画局)、道路管理者協議(大阪市建設局)、交通管理者協議(警察)等の関係者協議には、必要に応じて同席してください。なお、協議は別途業者が行いますが、協議に必要となる書類の作成をお願いすることがあります。
- ③パークレット施工業者との調整
- ④広告事業運営
 - ・案内板南面に設置するデジタルサイネージを活用して、広告事業の運営を行います。
- ⑤維持管理
 - ・維持管理等には、案内板を良好な状態に保つための保守点検、日常清掃、広告の募集や掲載、破損や汚損等に対する復旧、第三者に 損害を与えた場合の対応及び措置を含みます。
- ⑥輝度測定
 - ・工事完了後の運用開始前に昼間、夜間、及び変化させるタイミングご とに輝度の測定を行ってください。それ以降、変更する場合にあらかじ め測定し協議後に運用を変更するものとします。また、提出書類(協議 の内容)や測定方法は別途指示します。

8. 費用負担

- ・案内板の維持管理等に関する費用(保守点検費、電気代、本体の 補修代(小規模等))は、受注者の負担とします。
- ・破損、汚損等に備え保険等に加入してください。故障やトラブル等やむを得ない事情による修繕等についても、受注者の負担とします。
- ・契約金額の範囲外で受注者の負担とした提案事項の実施は可能です(その場合、各種申請を行う際の費用は、受注者にて負担してください)。

9. 企画提案について

(1)案内板の構造等(別紙2~4参照)

- ・北面に案内地図、南面にデジタルサイネージを配置してください。
- ・ 御 堂 筋 の風 格 あるまちなみの形 成 に資 するもので、周 辺 景 観 との調 和 に配 慮 し、メインストリートにふさわしい高 質 な空 間 の実 現 に資 するものと してください。
- ・構造強度計算により安全性が担保されており、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離等により車両や歩行者に危険を及ぼさないものとしてください。
- ・材質、形状は、美観を損うことなく、公衆に対して危害を与える恐れの ないものとしてください。
- ・案内板の利用者に対して、歩行者・パークレット利用者の妨げとならないように注意喚起する内容の文言を入れてください。
- ・筐体の大きさは以下の範囲内で設計してください。
- ① 高さ2.3m以下かつ横幅1.5m以下
- ② フレームや架台等を除く画面の大きさは2㎡以下、フレームや架台等を含めた大きさは2.5㎡以下
- ※ 後述する「御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール」参照
- ・北面地図は透過性のあるパネル等で掲示物を保護し、また開閉できるように(掲示物が変更できるように)してください。
- ・デジタルサイネージの点 灯 時間 は $6:00\sim24:00$ を想 定していますが、 通 年 の掲 示 が 可 能 な構 造としてください。
- ・デジタルサイネージは、昼間の視認性を考慮した見やすい輝度及び色温度に設定してください。

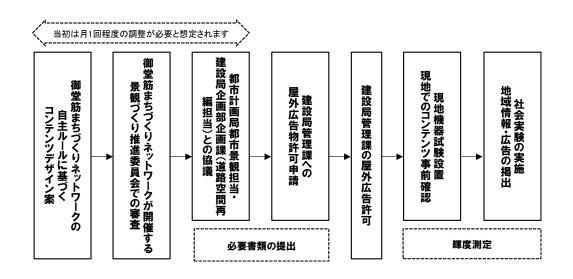
- ・デジタルサイネージは、直射日光等に耐えうる状態で設置してください。
- ・デジタルサイネージにタッチパネル式を採用する場合は、直射日光による温度上昇により機能停止する特性を有することに十分留意したうえで、設計、設置、維持管理を行ってください。また、タッチパネル式を採用する場合は、感染症の拡大状況により、タッチパネルの運用を中止できる仕組みとしてください。
- ・デジタルサイネージは、災害時等の停電時でも案内表示ができるよう、 非常用電源設備を案内板本体に格納するか、周辺に設置してください(パークレット本体の設計等との調整を行ってください)。
- ・感染症対策として、盤面に抗菌・抗ウィルス処理を施してください。
- 無料公衆無線LANを設置してください。
- ・ 筐体の構造は案内板の足元を抜いた構造(門型)を基本としますが、 構造上難しい場合は別途協議とします。

(2)北面[シート印刷の案内地図](別紙3参照)

- ・ 北 面 は、設 置 地 点 周 辺 地 域 の案 内 地 図 をシート印 刷 により設 置してく ださい。
- ・透過性のあるパネル等(ガラス・強化プラスチック等)で地図を保護し、 掲示物が変更可能なように開閉できる仕様としてください。
- ・大阪市より提供する地図データを更新し、地図を作成してください。
- ・案内地図のデザインや内容は、御堂筋の特性を踏まえて作成してください。その際、著名施設の案内のほか、施設を訪れる人の目的や関心事が多岐にわたることや、季節に応じた催事等、多様なニーズに応えうる情報発信に留意してください。
- ・表 記 等 は、「 大 阪 市 観 光 案 内 表 示 ガイドライン(令 和 2 年 9 月)」に準 拠してください。
- ・広告料収入が当該案内板及びパークレットの維持管理費用等に充 当される旨を案内板に記載してください。

(3) 南面[デジタルサイネージ](別紙3参照)

- ・広告物の掲載にあたっては、発注者が取りまとめている「御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール(案)」及び別途規定する内容としてください。
- ・また、広告物のコンテンツデザインについては、発注者が運営している 景観づくり推進委員会での審査、景観行政団体である大阪市都市 計画局との事前協議(景観重要公共施設(御堂筋)に関する景観 配慮に関する事前協議)、大阪市建設局企画部企画課(道路空間 再編担当)との協議において許可を受けたもののみ掲出が可能となり ます(下図参照)。



(図表)広告物コンテンツの実施フロー図(参考)

■御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール(案)

前提条件	 ○御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮し、メインストリートにふさわしい高質な空間の実現に資するものとする。 ○イチョウ並木や沿道建築物と調和のとれた、統一感のある落ち着いたまちなみ形成に配慮した色彩やデザイン、シンプルな形態とする。 ○周囲から「際立たせる」のではなく、デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設けてすっきりさせることで人目につきやすくするよう工夫し、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインとする。 ○御堂筋デザインガイドラインに示す「デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3」に提載された表見方を吟麗するまのとする。
	掲載された考え方を踏襲するものとする。
	〇地域景観づくり協定を締結した者の代表者の意見を聴取すること。
設置位置、 形態・意匠 の基準	〇設置位置は、歩道部への自立型設置とし、通行の妨げにならない位置とする。
	〇御堂筋を走行する自動車から画面が視認できないよう、画面は南向きとする。 走行する自動車から視認できる北面は、案内サイン等の掲示は可能とする。
	〇歩行者に圧迫感を与えないようヒューマンスケールに配慮し、地盤面から画面上端までの高さは 2.3m、画面幅は 1.5mを上限とする。
	〇骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとし、形態デザインや色彩は、シンプルで落ち着いたものとする。素材は、御堂筋の歩行者空間デザインと調和するよう、石材・鋼材・コンクリートなどを使用し、ダークグレーを主体とした明度の低い色彩とする。
	○太陽光を著しく反射する恐れのないものを使用する。
	〇フレームや架台等を除く画面の大きさは 2 ㎡以下、フレームや架台等を含めた大きさは 2.5 ㎡以下とする。

(次頁に続く)

周辺への 影響を抑 えるため の基準	 ○まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮する。具体的には、昼間の輝度は3,000cd/㎡以下、夜間の輝度は800cd/㎡以下を推奨する。なお、昼間の日射等の影響や夜間のイルミネーション時など、一時的に当該数値によらない場合は、その理由も合わせて別途協議の上基準を設定するものとする。 ○高彩度の利用を抑えるなど、まちなみを阻害しない色彩とする。具体的には、明るく派手な高彩度色を多用しないこと、また、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。 ○静止画の切替り(切替り間隔は15秒以上)のみとする。色の点滅も行わない。 ○音声は不可とする。(ただし、緊急時を除く。)
	○御堂筋のブランディングや賑わい形成、ならびに多様な情報の発信に資する 広告物とする。
	〇品格のある落ち着いた御堂筋の雰囲気を損なわないよう、周辺景観に配慮し た質の高い広告とする。
	○文字情報が多いものなど情報の過多に配慮するとともに、価格訴求の強いものやデザイン性が低いと判断されるものは避ける。
	〇観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/10 を超えていることとする。(切り替えパターンに応じて適宜分散させる)
	○公序良俗に反しないものとする。
	○見る人に不快感や不安感を与えないものとする。
コンテンツの基準	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に該当する営業に関する広告物を表示しないものとする。
	○御堂筋らしい風格と高質な賑わいの形成に配慮し、人物、キャラクターの意匠は使用しないよう努める。ただし、下記のような場合でデザイン性の高いと判断される広告は認める場合がある(別紙 5~8 参照)。
	⇒人物、キャラクターの使用する面積(顔の部分を長方形の枠で囲った面積、 イラストや CG の場合も同様)が画面の $1/3$ を超えない事、かつ掲出時間が $1/3$ を超えないこと。
	⇒シルエット(顔等が認識できないような人物背景など)や体の一部、群衆としての使用など、イメージ的に用いられているものは、面積・時間の割合に関わらず使用可能とする。
	〇一定以上の解像度を確保する。

〇文字の大きさは、40cm までとする。

■広告掲出禁止業種

【参考:御堂筋の風格あるまちなみ形成の観点から望ましくない広告掲出の基準(業種)】

公序良俗や見る人に不快感や不安感を与えないなどのコンテンツの基準のほか、基本的な人権等を損なわないようし、御堂筋の品格の向上に資する広告物とするよう、下記の業種、商品・サービスに係る広告については、基本的に掲出を禁止するものとする。

- ・カラオケ
- ・ギャンブル
- ・ドラッグストア
- ・通信販売
- ・下着
- ・トイレ・衛生用品
- ・美容エステティックや毛髪業のうち脱毛に係るもの
- ・消費者金融
- ・選挙・政治関係の広告
- ・個人の意見広告
- ・テロ・爆発・暴力等を表現した映画の広告

■別途規定する内容(案)

以下の規定が自主ルール(案)と重複する場合、より厳しい条件を採用します。

1.設置場所・ 設置方法	○信号機又は道路標識等の効用を妨げない ○人や商品が車道に飛び出そうとしているように見えないこと、その他交通 管理上の支障がないものとする ○著しく景観を損なわないものとする ○相当程度の風雨、地震等に耐える堅個なものとする
2.表示方法	 ○サブリミナル効果等の、通行人等が通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達しない ○コントラストの強い画面が反転したり急激に場面転換したりしない ○歩行者が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものとする。
3.官民連携・ 災害時の情報 発信	○災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報の提供に協力する○警察、区役所、危機管理室と連携のうえ、必要な行政情報を掲出する
4.表示内容 (コンテンツ)	次の広告物は表示をしない 〇法令等に違反するもの 〇良好な景観又は風致を害するもの 〇公衆に不安や不快の念又は危害を与えるもの及び青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの(暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、射幸心、投機をあおる恐れのあるもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現等) 〇社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの(不祥事を起こした企業等の広告等) 〇消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの(誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現等) 〇テレビ放送、スポーツ中継等、著しく人が滞留するおそれのあるもの 〇明らかに車両の運転者に対して訴求するもの
5.法令順守	○設置にかかる関係法令を遵守すること ○道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可、その他必要な許可等を受けること

■その他

- ・観光情報や災害情報などの公的情報、または近隣商業施設広告等の発注者が指定する広告の掲載を指示することがあります。
- ・災害時には発注者と連携し、避難情報等の緊急情報の発信・掲出ができるようにしてください。
- ・メンテナンスや大規模災害時等における緊急情報発信が行われる際には、広告物の掲載が行われない場合があります。
- ・受注者は自らの広告物を掲載することができます。
- ・本企画提案は受注事業者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては発注者と協議により決定するため、必ずしも提案内容どおりに実施するものではありません。

10.事業者の独自提案について

業務対象範囲の内外で本仕様書に規定されていない内容であっても、以下の趣旨に沿う提案は可能とします。

- 1)利用者の利便向上を図る機能・機器の設置
- 2) その他発注者が賛同する提案

11.効果検証について

本案内板は、社会実験としてその有用性を検証することとしています。 検証内容については以下を考えていますが、今後検証内容が変更となる 可能性があります。

- 検証内容①: 広告コンテンツのデザイン性や運用による自主ルール及び別途規定する内容(前述P8~11に記載)の妥当性
- ・検証内容②: 景観形成(景観や街並みとの調和)、交通管理上の支障(歩行者・自転車・車両の運転者への訴求性、歩行者等の滞留 状況)等
- ・上記の検証結果については、年1回程度、御堂筋協議会作業部会 (デジタルサイネージワーキング)での報告を予定しています。この報告 時にあたって、発注者が求める掲載広告デザインや収支等といった資料の提供を行ってください。

12.業務報告書等の提出

以下の各書類(2部)及び作成データを提出期限までに提出してください。

- 1) 設置完了報告書(提出期限:設置業務完了後20日以内)
 - ・設置に関しての業務内容について、作業状況、設置物が確認できる 写真を添付し報告してください。
- 2)業務及び収支報告書(提出期限:各年度3月末)
 - ・掲載広告の概要、案内板の利用状況、公衆無線LANの運用状況、 維持管理等業務実施状況、広告の収支状況を報告してください。
 - ・公衆無線LANの運用状況について、日別及び月別にデータを管理し、 発注者の求めに応じて提供してください。
- 3) コンテンツ掲出に係る事前協議資料(審査・事前協議時毎)
- 4) コンテンツ実績報告書
 - ・審査過程がわかる資料で内容は別途指示します。頻度は4半期ごとで、 事前協議対象となったコンテンツについての報告は不要です。
- 5) その他、発注者により提出が必要と認めたもの。

13.その他 の注 意 事 項

- 1) 事業 実施にあたり、各種関係法令及び条例等を遵守してください。
- 2)本業務は、協議の上「業務委託共通仕様書 平成28年9月大阪市建設局」と「工事請負共通仕様書 平成23年3月大阪市建設局」の必要な項目について準拠することとします。
- 3) 本件業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務の実施に必要な人員を十分に確保してください。
- 4)業務委託費の支払いは、原則、契約満了後、大阪市の検査合格となった以降に請求ができるものします。但し、業務の円滑な遂行を図るために前払金が必要であると認められるときは協議により内容を決定します。
- 5) 受注者は、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得てください。また、取得した個人情報及び法人情報は、大阪市個人情報保護条例を踏まえて適正に管理してください。なお、収集した個人情報及び法人情報については、契約期間満了後、直ちに発注者に返還又は引き渡してください。
- 6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項 については発注者と協議の上、決定することとします。

- 7)維持管理及び緊急時の対応について、以下の対応をお願いします。
 - ・案内板の破損、汚損、倒壊等の事故に対応可能な体制を整え、迅速に原状回復を行ってください。
 - ・案内板へのビラの貼付や落書き等に対応可能な体制を整え、迅速に除去作業を行ってください。
 - ・案内板に、掲載内容等に関する受注者の連絡先を掲載してください。 利用者や周辺住民等から苦情等を受けた場合は、受注者が対応するとともに、発注者に報告してください。また、発注者からの対応要請があった場合も同様とします。
 - ・上記以外の事態が発生した場合は、発注者との協議により速やかに対応してください。
 - ・緊急時には、24時間通年対応できるように緊急時の連絡体制を構築 し、発注者に報告を行ってください。